

平成18年11月7日

各 位

(東京本社)東京都渋谷区渋谷1丁目2番5号
株式会社サンエー・インターナショナル
(コード番号:3605)
問 合 せ 先 経営企画部広報課
.03 - 5467 - 9910

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月7日開催の取締役会において、平成18年11月29日開催予定の第57期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 会社法により、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、当社株式に係わる株券を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされることに伴い、その旨を定款に明記するものです。(変更案第4条、第7条、第10条)
- (2) 公告方法として、周知性の向上や手続の効率性を図るため電子公告を採用し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものです。(変更案第5条)
- (3) 円滑な事業運営のため、単元未満株主が行使できる権利を定款に規定するものです。(変更案第9条)
- (4) 株主総会参考書類等につき、提供できる内容をより充実させるため、インターネット上での開示をもって提供したものとみなす旨の規定を新設するものです。(変更案第15条)
- (5) 株主総会の適正かつ円滑な運営のため、会社法の規定により代理人の人数を制限するものです。(変更案第16条)
- (6) 当社が目指す安定的な経営基盤を確立するため、取締役の解任要件を加重するものです。(変更案第20条)
- (7) 必要の場合において、機動的に取締役会を運営するため、書面または電磁的記録による取締役会決議を可能とする規定を新設するものです。(変更案第26条)
- (8) 社外監査役として適切な人材を招聘しやすくするため、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるようにするものです。(変更案第37条)
- (9) 機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるよう、取締役会決議によって剰余金の配当等を実施することができるようにするものです。(変更案第39条)
なお、剰余金の配当については、年間の配当性向を20%から25%にすることを一つの指標とし、また、当社の属するアパレル事業の特性を考慮して、事業年度末の業績を基準に決定することを基本方針としています。
- (10) 上記のほか、会社法に基づく必要な規定の変更とともに、字句の加除・修正及び移設等、全般にわたって所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年11月29日

定款変更の効力発生日 平成18年11月29日

以上

(下線部分は変更箇所を示す。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は株式会社サンエー・インターナショナルと称する。英文では SANEI-INTERNATIONAL CO.,LTD. と表示する。	(商号) 第1条 現行どおり
(目的) 第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (6) } (7) } 条文の記載省略 (8) } (9) } (10) } (11) } (12) } (13) } (14) }	(目的) 第2条 現行どおり (1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (6) } (7) } 現行どおり (8) } (9) } (10) } (11) } (12) } (13) } (14) }
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を大阪市に置く。	(本店の所在地) 第3条 現行どおり
新 設	(機関) 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第4条 <u>当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株式	第2章 株式
(発行する株式の総数) 第5条 <u>当社の発行する株式の総数は、4,800万株とする。</u>	(発行可能株式総数) 第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、4,800万株とする。</u>
(自己株式の取得) 第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	削 除
新 設	(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係わる株券を発行する。</u>

現行定款	変更案
<p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>
<p>新設</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(基準日) 第8条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>削除</p>
<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失に係る手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集の時期及び招集地) 第11条 定時株主総会は毎決算日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 2 株主総会は、本店所在地及びその隣接地のほか東京都区内において招集する。</p>	<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 2 現行どおり</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権の行使をすることができる。 2 株主及び代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 商法第343条の定めによる決議及び商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議事録) 第15条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印して当会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第16条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第17条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年8月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 現行どおり</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 現行どおり</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役の中から選任する。 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役社長の業務) 第20条 取締役社長は会社の業務執行を行う。 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略して取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(解任方法) 第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役社長の業務) 第23条 現行どおり</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 現行どおり</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略して取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第25条 <u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果について議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第26条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第27条 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、600万円以上であらかじめ定めた金額又は同条第19項各号に掲げる金額の合計額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第28条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(補欠監査役の選任) 第30条 <u>当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u> 2 <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 3 <u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第31条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> 3 <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第30条 <u>現行どおり</u></p> <p>(選任方法) 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">削 除</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果について議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第37条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度及び決算日) 第38条 当社の営業年度は毎年9月1日から翌年8月31日までとし、営業年度の末日を決算日とする。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 現行どおり 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(報酬等) 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(利益配当金) <u>第39条 利益配当金は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u> 新 設 新 設</p> <p>(中間配当金) <u>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第41条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払を免れる。</u> <u>2 未払の配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u> <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> <u>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>削 除</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> 削 除</p>